

ISSB 公開草案「『IFRS 2号の適用に関する産業別ガイダンス』の修正案」
に対する生命保険協会意見

質問 1 – IFRS S2 号の産業別ガイダンスに対する結果的修正

ISSB は、IFRS S2 号の産業別ガイダンスと「SASB スタンダード」の気候関連の内容との間の整合性を維持するために、「SASB スタンダード」を修正する際に IFRS S2 号の産業別ガイダンスについて結果的修正を行うことを提案している。

「結論の根拠」の BC11 項から BC14 項に、本提案の根拠が記述されている。ISSB が、SASB 公開草案で示した「SASB スタンダード」の修正を行うにあたって、IFRS S2 号の産業別ガイダンスに対して結果的修正を行うべきあることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

(同意する)

- ・「結論の根拠」の BC11 項から BC14 項に記述されているとおり、SASB スタンダードと IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンスとの整合性を確保することは、利用者及び作成者に便益を提供する。

質問 2 – 発効日

ISSB は、結果的修正の発効日を、「SASB スタンダード」の対応する修正の発効日と同じに設定することを提案している。ISSB は、本修正の公表後 12 か月から 18 か月の間に発効日を設定したうえで、早期適用を容認することを提案している。

「結論の根拠」の BC15 項に、本提案の根拠が記述されている。本修正の発効日を設定し、早期適用を容認するという提案されたアプローチに同意するか、賛成又は反対の理由は何か。

(同意する)

- ・作成者の負担を考慮した発効日の検討が行われていることは、望ましい。
- ・一方で、本公開草案は、公開草案「『SASB スタンダード』の修正案」に基づく結果的修正を提案するものであることから、当該公開草案の BC161 (a)–(d)の問題が生じていないかをモニタリングしていただき、IFRS サステナビリティ開示基準の適用支援という目的が果たされるよう、発効日の延期を含む、必要に応じた対応を検討いただく必要がある。